三保静岡市清水区

2.0 2.2 2.0 7 2.0 2.1 1.5 .9 1.9 2.0 1.9 1.5

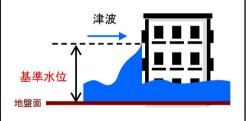
<留意事項>

【津波災害警戒区域】 ○「津波災害警戒区域」は、津波 防災地域づくりに関する法律(平成 23年法律123号(以下、「法」とい う。))第53条第1項に基づく区域

〇「津波災害警戒区域」は、津波 浸水想定(法第8条第1項)を踏ま え、津波による人的災害を防止す るために警戒避難体制を特に整備 すべき区域です。

【基準水位】

〇「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。 ○「基準水位」は、津波浸水想定 に定める水深に係る水位に建築物 への衝突による津波の水位の上 昇を考慮して必要と認められる値 を加えて定める水位であり、地盤 面からの高さ(メートル単位)で表 示しています。 (下図参照)



【地形(標高)データ】

○基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成24年度時点 の海岸における3D電子地図、基盤 地図情報等をもとに作成している ため、その後の開発に伴う盛土や個 別施設の微細な土地の形状が現況 と異なっている場合があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は平成25年に刊行さ れた数値地図(国土基本情報) 電子国土基本図(地図情報)をもと に作成しているため、道路や建物など が現況と異なっている場合があります。



12 22 24 25 25 26 28 29 25 26 22 1.9 1.6 1.3 1.3 1.8 22 2.5 2.7 2.9 3.0 3.1 32 3.3 3.4 3.5 3.6 15 22 25 25 25 27 31 34 30 28 26 24 22 18 12 17 20 22 25 26 27 28 29 30 32 33

> 津波災害警戒区域 基準水位 (単位:メートル) (基準水位) 告示番号 告示年月日 第198号 令和5年3月24日 縮尺 静岡市清水区 14-84